

平成 29 年度第 1 回瀬戸市都市計画審議会 議事録

- 1 日時 平成 29 年 7 月 18 日 (火) 午後 2 時～午後 2 時 50 分
- 2 会場 瀬戸市役所 北庁舎 5 階 全員協議会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
出席 14 名
欠席 2 名
 - (2) 事務局
出席 5 名
- 4 議案
諮問第 1 号 瀬戸市都市計画マスタープラン改訂について
- 5 議事録

午後 2 時開会

<都市計画課長>

それでは、定刻になりましたので、これより「平成 29 年度第 1 回瀬戸市都市計画審議会」を始めます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は都市計画課課長の富田でございます。それでは、開会にあたりまして都市整備部長の加藤から、ご挨拶と委員の皆様のご紹介をいたします。

<都市整備部長>

都市整備部部長の加藤です。本日は平成 29 年度第 1 回瀬戸市都市計画審議会の開催にあたり、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

また、新たに委員をお願いした方も多数いらっしゃいます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、平成 26 年度より検討を重ねてまいりました瀬戸市都市計画マスタープランの改訂につきまして、審議会として内容を審議していただきます。市民の声や本会議での意見を深く受け止めてまちづくりや都市計画を進めてまいりますので、活発な議論をよろしく願いいたします。

それでは、このたび、新たに委員にご就任いただいた方も多いため、出席者の皆様をご紹介させていただきます。

学識経験者といたしまして、

中部大学工学部都市建設工学科 教授 磯部友彦様

名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授 鈴木温様

愛知県立芸術大学美術学部デザイン・工芸科 デザイン専攻 准教授 森真弓様

瀬戸商工会議所 会頭 成田一成様

愛知県陶磁器工業協同組合 理事長 丹羽誠様

瀬戸市農業委員会 会長 加藤基様
関係行政機関又は県職員といたしまして、
本日はまだお見えではありませんが、愛知県瀬戸警察署 署長 鬼頭民雄様
また、本日はご欠席ですが、愛知県尾張建設事務所 所長 山口豊様
市民の立場といたしまして、
瀬戸市自治連合会 会長 寺田和夫様
瀬戸市地域力推進協議会 座長 伊澤俊泰様
市議会議員といたしまして、
瀬戸市議会議員 高島淳様
瀬戸市議会議員 石神栄治様
瀬戸市議会議員 山田伸夫様
瀬戸市議会議員 長江公夫様
瀬戸市議会議員 東伸二様
瀬戸市議会議員 臼井淳様
どうぞよろしく願いいたします。

<都市計画課長>

次に、審議会の成立につきましてご報告いたします。

現時点におきまして、16名の委員のうち14名の委員にご出席を頂いております。従いまして、瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席を頂いておりますので、本審議会が成立しますことを報告いたします。

なお、本日の傍聴者は1名でございます。

次に、次第2の会長の選出に移ります。

瀬戸市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長は学識経験のある委員のうちから委員の選挙によって定めるものとされております。どなたか会長に立候補して頂ける方はいらっしゃいますか。

立候補がないようですので、どなたかご推薦を頂ける方はいらっしゃいませんか。

<委員>

長年、瀬戸市の都市計画審議会委員を務めており、都市計画や公共交通に高い関心をお持ちでおられる磯部委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

<都市計画課長>

他にご推薦等はありませんでしょうか。

それでは、磯部委員を会長とすることについて賛同の方の挙手を求めたいと思います。みなさまいかがでしょうか。

(挙手多数)

ありがとうございます。

挙手を多数頂きましたので、当審議会の会長は磯部委員をお願いいたします。それでは、磯部委員よろしくお願い致します。会長席へのご移動をお願いいたします。

続きまして、職務代理者の指定を行います。瀬戸市都市計画審議会条例第5条第3項により、会長が予め指定する委員が会長の職務を代理することとされておりますので、会長から指名をお願いいたします。

<会長>

それでは、職務代理者につきましては瀬戸商工会議所会頭の成田一成様をお願いしたいと思います。
よろしく願いいたします。

<都市計画課長>

会長からご指定がございましたので、職務代理者は成田一成委員をお願いしたいと思います。
よろしく願いいたします。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条第1項に基づきまして、ここからの議事は議長である会長をお願いいたします。

<議長>

議長を務めさせていただきます中部大学の磯部です。私は瀬戸市で初めて委員を務めたのは平成6年の12月で、当時から20年以上経過しており、瀬戸市の都市計画を振り返ると、何か新しいことを行う都市であると思います。例えば、大都市であると出来ないことであったり、農村部であるとできないことであったり、新しい都市計画の仕組みを試すのに丁度良い都市であると思います。

私が、初めて瀬戸市の審議会委員になったときの案件が、瀬戸川プロムナード事業であり、役所の中で河川と道路の都市計画を一緒に行うことはあまり聞きませんが、それを一緒に行っていたことに感動しました。

また、瀬戸市は景観法ができた時、景観計画区域を真っ先に指定したところであり、そのような意味からも全国から注目されている都市の一つであると思います。

歴史的にみると瀬戸市はせともので有名なものづくりがあり、新しいものを形にしていくことが瀬戸市民の特徴だと思っています。話ばかりで物ができないのではなく、実際に作っていくという過程が瀬戸市の方には分かって頂けるのではないかと感じながら瀬戸市と接していきたいと思っています。

それでは、審議を始めていきたいと思っています。

まず、本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項により議長が指名した2名とありますので、加藤委員、高島委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今回は議案が1件ございます。慎重な審議をお願いしたいと思います。ご質問やご意見は簡潔にお願いいたします。それでは、事務局から諮問第1号について説明を求めます。

<都市計画課長>

諮問第1号、瀬戸市都市計画マスタープランの改訂についてご説明いたします。

お手元に資料1をご用意いただけますでしょうか。

目次のとおり、都市計画マスタープランについては、「第1章 計画の位置づけ」「第2章 都市づくりの現状と課題」「第3章 全体構想」「第4章 地域別構想」の4章で構成しています。

計画の位置づけについて、1-1 ページの都市計画マスタープラン改訂の趣旨をご説明します。本市では、昨年度新たに第6次総合計画を策定し、「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を将来像として掲げました。都市計画マスタープランは総合計画に即して策定するものとされており、この第6次総合計画の策定を踏まえ、都市計画マスタープランを改訂し、本市における将来的な都市構造や土地利用、都市施設など都市づくりの方針を示すものです。

1-2 ページの 1-3 計画期間ですが、第6次総合計画の計画期間と同様の平成38年度までの10年間としています。

1-4 の計画の対象区域ですが、瀬戸市全域 約 11,140ha を計画区域としています。

第 2 章では、都市づくりの現状と課題を整理しています。

2-7 ページ以降では、10 項目について、現状と課題を整理しました。

2-7 ページの人口減少と高齢化の進展については、図-1 年齢別人口の動向から、2-11 ページにわたる分析を行った結果、2-11 ページの最下段の課題 1 にあるように、人口減少（社会減）・超高齢化への対応、また、中心市街地や菱野団地の高齢化対策、年齢構成の偏りへの対応が課題となっています。

次頁以降も同様に各項目に対するデータ分析を行い、それぞれ課題の抽出を行っております。

3-1 ページ以降は全体構想となります。基本理念については、第 6 次総合計画で掲げた将来像を都市計画マスタープランの基本理念とし、「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」の実現に向けた都市づくりを進めてまいりたいと考えております。

3-2 ページの将来人口フレームですが、第 6 次総合計画における将来目標人口とし、平成 38 年の目標人口を 126,700 人と設定しています。

3-3 ページでは、第 2 章で整理した課題を人口減少、超高齢化を踏まえた課題として 2 項目、産業・交流の課題として 4 項目、居住・生活環境の課題として 6 項目、交通環境の課題として 5 項目、施設維持管理の課題として 3 項目、それぞれ課題の分野別に 5 つのまとまりとして整理し、これを踏まえた求められる方向性及び第 6 次総合計画の 3 つの都市像ごとに、都市計画マスタープランにおける政策を整理しています。

3-4 ページから 3-6 ページでは、都市像ごとの政策について整理しています。

3-7 ページの将来都市構造ですが、多極ネットワーク型コンパクト構造の基本的考え方として、2 段目の段落にあるように、一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まい等の身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指すことが重要としています。

また、緑の枠の中にある 5 つの視点から、多極ネットワーク型コンパクト構造を実現するために、中央地域、水野地域、品野地域、赤津地域、幡山地域の 5 つの地域をまちづくりのまとまりとして、都市構造の再構築を行っていくこととしています。

3-8 ページでは、まちづくりのまとまりとした 5 つの地域に、それぞれ、下表に示すとおり、地域の中心として医療・福祉、子育て、商業などの生活サービス機能を集約した拠点の形成を図ることとしています。

3-9 ページでは、拠点の形成に対し、各拠点を結ぶ交通ネットワークの構築として、それぞれの地域拠点が有する都市機能や居住機能を有機的に連携できる交通ネットワークを構築します。また、地域産業の振興を図るとともに、広域的な連携・交流を実現する広域交通網を形成することとしています。

3-10 ページの 3-5 都市整備の方針については、土地利用、都市施設、市街地開発事業、景観形成、都市防災の 5 つの項目の方針を記載しています。地域ごとの主な部分については 4-1 ページ以降で説明します。

4-1 ページから地域別構想となります。地域別構想では、先程申し上げた 5 つの地域に区分し、地域の概要を 16 項目について整理した上で、各地域のまちづくりの方針を示しております。

まず中央地域ですが、4-14 ページの土地利用の方針では、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺、尾張瀬戸駅周辺を中心拠点とするとともに、春雨墓園周辺については、産業系の土地利用を検討していくこととしています。

4-15 ページの公園緑地について、磁祖公園、東公園については、活用方策、整備計画の見直しを図ります。教育施設では、良好な教育環境の実現のため、祖東中学校及び東公園の一部区域に小中一貫校の新設を進めることとしています。

4-29 ページからは水野地域の地域別構想となります。土地利用の方針ですが、中水野駅周辺を地域拠点に位置づけ、子育て世代の定住や居住の循環促進に向け、居住機能や都市機能の集約・誘導を図り、地域拠点を形成することとしています。4-30 ページでございますが、市街地開発事業の方針では、中水野駅周辺については、市街化区域への編入に向けて土地区画整理事業等の面整備を推進することとしています。

次に、4-44 ページをご覧ください。ここからは品野地域の地域別構想となりますが、土地利用の方針については、しなのバスセンター周辺を地域拠点といたしまして、バス交通体系を中心とした交通結節点として、都市機能の維持・充実を図るとともに、生活利便性の向上を目指すこととしています。また、暫定用途地域ですが、品野中部地区において、暫定用途地域の解消を図り、建築物の建て替えによる耐震化や道路の拡幅、民間開発を促進することとしています。穴田企業団地に隣接し、既存ストックの活用が見込まれる八床町周辺については、土地利用誘導ゾーンとして新たな産業基盤の創出を進めることとしています。

次に 4-59 ページをご覧ください。赤津地域の地域別構想となります。土地利用の方針については、せと赤津インターチェンジ周辺を地域拠点として位置づけまして、地域コミュニティの維持及び生活利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道を活かした産業基盤の創出や観光・交流を促進する地域拠点を形成することとしています。暫定用途地域では、赤津南地区において、暫定用途地域の解消を図り、建築物の建て替えによる耐震化や道路の拡幅、民間開発を促進することとしています。

最後に、4-74 ページ をご覧ください。幡山地域の地域別構想となりますが、土地利用の方針については、瀬戸口駅周辺、山口駅周辺、菱野団地センター地区を地域拠点として位置づけ、特に菱野団地では、既存ストックや空き家・空き地の利活用、高層住宅・戸建住宅の再配置など居住の循環に向けた土地利用の検討を進めていくこととしています。また、デジタルリサーチパークセンター周辺では、先端産業等の産業用地として活用を図ることとしています。

以上が都市計画マスタープランの改訂案についての説明になります。

次に、資料 2 をご覧いただけますでしょうか。

都市計画審議会での案を諮るまでに、検討委員会を 6 回開催し、パブリックコメントの手続きを行っております。パブリックコメントについては、5 月 12 日から 6 月 13 日までの約 1 ヶ月間行い、意見を提出いただいた方は 12 名、件数としては 74 件です。

意見への対応ですが、「B 意見の趣旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの」が 26 件、「C 今後の事業実施の参考とするもの」が 48 件となっています。

意見の分野ということで、マスタープランの章ごとに意見を集計していますが、「第 2 章 都市づくりの現状と課題」にいただいた意見が 1 件、「第 3 章 全体構想」にいただいた意見が 20 件、「第 4 章 地域別構想」にいただいた意見が 49 件、「その他」が 4 件となっています。また、資

料にはございませんが、意見の内容を分類いたしますと、大きく7項目に分けられるのではないかと考えておりました。将来都市構造や拠点形成、公共交通に関する意見が約31件で最も多くいただきました。土地利用に関するものに6件。道路整備に関するものに13件、公園緑地と下水道整備にそれぞれ3件、小中一貫校の整備、景観形成についてそれぞれ2件で、合計70件の意見をいただいています。意見の概要と市の考え方については2ページ以降に記載してありますので、ご確認いただきたいと思います。簡単ではございますが、これで事務局からの説明とさせていただきます。

<議長>

只今、資料1と資料2を説明して頂きましたが、意見や質問はありますか。

<委員>

地域別構想の人口についてですが、4-2ページの中央地域の地域別の人口は、平成12年、平成22年、平成47年が記載されているが、直近の人口のデータはないですか。4-3ページの連区ごとの人口は、平成27年の人口があるのに、4-2ページでは平成22年から平成47年まで間が空き、直近の人口がないのはなぜかと思ひまして。

<都市計画課長>

4-2ページにつきましては、国勢調査のデータを用いており、平成27年度の地域別のデータがまだ公表されていないため、平成22年までの人口を記載してあります。その補完として、4-3ページにつきましては、住民基本台帳のデータを用いて、平成27年のデータを記載してあります。なお、国勢調査のデータと住民基本台帳のデータでは人口のずれが生じてしまうため、4-2ページには平成27年の人口は記載していません。

<委員>

2-7ページの表1の連区別人口・高齢化の動向についてですが、連区が①～⑯までであるが、5つの地区分けをすればもっと見やすいと思ひます。

<都市計画課長>

表-1への意見につきましては、区域が分かるように修正したいと思います。

<議長>

表現の工夫をよろしくお願ひします。

ありがとうございます。他に意見はありますか。

<委員>

総括的な話ですが、前回の都市計画マスタープランと比較して、どのような大きな変化が示されていますか。また、今後の10年間において、都市計画マスタープランとしての瀬戸市の課題が、地域別構想でざっくりと書かれてはいるが、特徴的に課題の抽出がされていないと思ひます。いかがですか。

<都市計画課長>

都市計画マスタープランは、第6次総合計画に即して作成しています。前回は、「自立し、助け合って、市民が力を発揮している社会」が基本理念となっていました。今回は、「住みたいまち誇れるまち 新しいせと」に変わったことにより、新しい将来像に即して全体を見直していることが一番大きな変化となっています。

その将来像を受けて、まずは、3-7ページに記載してある将来都市構造を多極ネットワーク型コ

コンパクト構造にしていかななくてはいけないというところが今回の大きな変化となっています。

その中でも区域内の人口を一定程度密にしないと一定のサービスが受けられないため、一定区域内の人口の維持をするとともに、拠点をバスや道路ネットワーク等で結ぶといった部分が今回大きく示したところです。

地域別構想につきましては、第5次総合計画の時点では、市街化区域の拡大は一切無く、今までの都市計画マスタープランは市街地の拡大を位置づけなかったが、今回については、中水野駅周辺やせと赤津インターチェンジ周辺で、人口減少しながらも5つの地域が、地域として持続可能な都市であるために、地域拠点の形成が必要であることで記載しました。以上が、大きく変化したところです。

次に、具体的などころにつきましては、拠点周辺で、どのような区域にどのような施設を誘導するのか、どこに居住を誘導するのかということについて、1-3ページの計画の位置づけにあるように、都市計画マスタープランの下に記載してある立地適正化計画で示していきます。立地適正化計画につきましては、今年度策定作業をしており、具体的な部分につきましては立地適正化計画で示していきたいと思います。

ネットワークにつきましては、都市交通マスタープランと公共交通網形成計画で具体的な方策について示していきたいと考えています。都市交通マスタープランにつきましては、今年度中、公共交通網形成計画につきましては、来年度中に策定していきたいと考えています。

<議長>

何か質問はありますか。

<委員>

2-7ページが一番わかりやすいと思いますが、特定の地域の人口が明らかに減りつつあるのが図示されています。

今後の瀬戸市の最大の課題は、超少子化による子供が少なくなることと、高齢化が進んでいるなかで、特に中心市街地及び菱野団地において、住民の生活をどのように継続していくのかというところであると思います。このあたりに対する具体的な記述があると良かったと思います。

<都市計画課長>

4-14ページをご覧頂きたいと思います。ご指摘のとおり、中央地域と菱野団地には力を入れていかないといけないと思います。密集した老朽家屋が立ち並ぶ中、大きな事業が行われるのが望ましいのかもしれませんが、今のところは、尾張瀬戸駅周辺については、4-14ページに「点在する空き家・空き地等は、滞在型施設や住まいなど歴史を感じられるような活用を図ります。」と記載してあるように空き家・空き地等の積極的な活用に力を入れていきたいと思います。また、既存施設のリノベーションや多機能化によって、まちに新たな魅力を創出したいと思います。

もう1つは4-15ページに記載してあります小中一貫校の新設を進めるということで、廃校となる部分の土地利用について、今後具体化に向けて検討していきたいと考えています。

次に、菱野団地につきましては、4-74ページに「既存ストックや空き家・空き地の利活用、高層住宅・戸建住宅の再配置など居住の循環に向けた土地利用の検討を進めます。」と記載しており、具体的には、アンケート調査等を実施しながら、今年度から来年度にかけて菱野団地再生モデル計画を作成していきたいと思います。

<議長>

他に意見はありますか。

<委員>

先週、学会がオーストラリアのアデレードであり、街を見てきましたが、非常に良い街で感銘を受けました。良かった点は、街がコンパクトにまとまっていて、歩いて動ける範囲で色々な施設があることです。1番驚いたことは、市内の中心部は公共交通が無料で乗車できて、本数も多いことです。観光客も、近くで暮らしている方も非常に便利であると思います。また、中心部にはモールがあり、そこは自動車の交通が排除されており、人通りが非常に多くて、道路の両サイドに色々な店があり、憩いの場のベンチもありました。近くには無料で入れる広大な植物園があり、緑も豊かで、この場所に住みたいと思う街でした。今回、都市計画マスタープランで書かれている一つの大きな柱がコンパクトプラスネットワークということですが、重要なのは、コンパクトプラスネットワークをどのように具体化して、良い物にしていくのかということだと思います。特にネットワークといったときに、どのようにして人が移動しやすくしていくのか、多くの人が使いやすい、質の高いネットワークをどのように構築していくのかを考える必要があると思います。そのために、限られた財源の中で、市民の生活の質を高めるために、ある程度財源を投入していくことも重要であると思います。

拠点での地域の賑わいをどのように創出するのかといったところでも、色々なアイデアを持った人や、やる気を持った人が活躍できるようにするために、インフラを行政でどのように整えていくのかということが重要であると思います。

<議長>

意見としてお受けさせていただきます。

他はいかがですか。

それでは、この計画案について、採決させていただきたいと思います。

諮問第1号、瀬戸市都市計画マスタープラン改訂について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、諮問第1号は原案のとおり可とします。

本日の審議の結果につきましては、速やかに市長に答申いたします。

続きまして、次第4に移ります。

次第4「その他」につきまして、委員より何かご発言のある方はいらっしゃいますか。

では、事務局はなにか連絡事項等ございませんか。

<都市計画課長>

ご審議ありがとうございました。

今年度は、都市計画マスタープランをふまえて、都市計画変更等の予定がございます。

案件として3つの都市計画の変更を予定しております。

1件目として赤津南地区において、暫定用途地域の解消に伴う用途地域の変更、2件目が小中一貫校の設立に伴う都市計画公園、具体的には東公園の変更、3件目に生産緑地地区の変更、この3件の都市計画変更を予定しております。後日、審議会の日程調整をいたしますので、ご出席を賜りたいと思います。

また、今年度から立地適正化計画の策定に取り組んでおります。こちらにつきましても当審議

会において、意見を賜りたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

こちらからの連絡事項は以上です。

<議長>

事務局から連絡事項がありましたが、他にはよろしいですか。

他にないようですので、以上で平成 29 年度第 1 回瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。

本日は長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後 2 時 50 分閉会